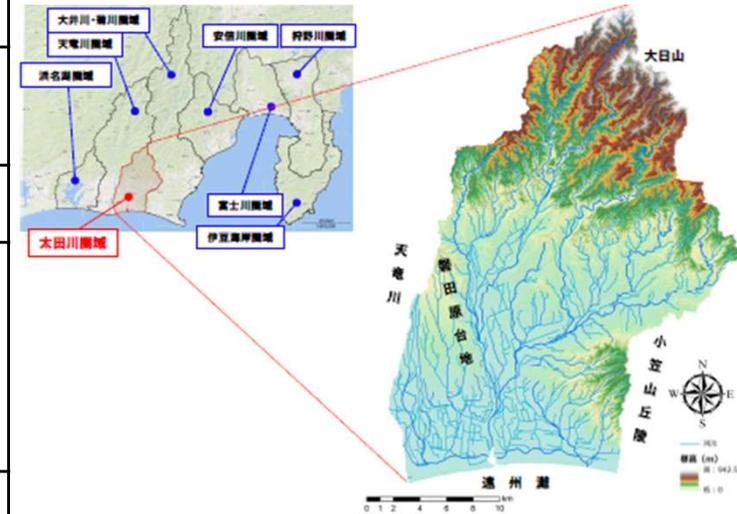


【新規】「太田川圏域流域水循環計画」の概要

添付資料 1

計画名	太田川圏域流域水循環計画（R8.3策定）		
提出機関名	静岡県	対象地域	磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市、森町
メイン課題	水質、水量、防災・減災、生態系、地域振興		
計画概要	水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分野で取組を推進し、目標を達成するため24の施策を実施。流域治水・水利用・流域環境の間の相乗効果や利益相反の関係に留意し、施策間の相互調整を図ることで、流域全体での水循環の最適化を目指す「流域総合水管理」を推進し、「暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る」の実現に取り組む。		
計画の特徴	全ての施策間の関係性（相乗効果が発現される施策、相互に調整が必要な施策）を明示。さらに、相互に調整が必要な施策については調整方法を明示。例：河川整備計画や河川整備基本方針に基づく生息環境への配慮（瀬淵の保全・復元、砂州・干潟の保全、ワンドの創出等）。		



太田川圏域（太田川・弁財天川・前川水系流域）
（磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市、森町）

【実施体制】		静岡県（計画策定主体）	
地方公共団体	都道府県	○	○計画体系 理念 暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る ～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～ 3つの目指すべき健全な水循環の姿 ◆ 水循環の恵みを受け、産業と暮らしの調和のとれた発展 ◆ 清らかな流れをめぐむ自然環境の維持又は回復 ◆ 水災害（水害・土砂災害・渇水・津波等）の被害軽減 5つの目標 1. 清らかな流れを保つため、良好な水質の維持、改善を図る 2. 暮らしや産業に使用する水を安定的に供給する 3. 被害軽減のため、流域治水による取組をあらゆる関係者が連携して推進する 4. 森・里・川・海の豊かな生育・生息環境を保全、回復する 5. 水環境と暮らし・産業・自然のつながりを圏域全体で認識し、活動する
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		○	
有識者		○	
事業者		○	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（ ）		-	

○推進体制・進行管理



- 「太田川圏域流域水循環協議会」が中心となって、目標達成指標や施策進捗状況管理指標を用いて計画の進捗管理を行いながら、関係機関と連携して取組の推進を図る。
- 指標により進捗管理を行わない施策についても、実施状況やそれに伴う改善状況を把握し、また必要な調査を行うなどして、本協議会において進捗状況を確認し、推進を図る。

【改定】「広瀬川創生プラン」の概要（令和2年度確認・公表）

計画名	広瀬川創生プラン（2025-2034） （H17.3策定・H27.3改定・R7.7改定）		
提出機関名	宮城県仙台市	対象地域	広瀬川流域
メイン課題	水環境、治水、利水・雨水・再生水、水インフラ		
計画概要	「杜の都・仙台」のシンボルである広瀬川の魅力を次世代に引き継いでいくことを目的に、「自然環境の保全」、「広瀬川との共生」、「市民協働」の3つの基本理念を定め、それらを達成するための基本目標や施策の方向性を示した行動計画。		
計画の特徴	広瀬川流域を対象に、市民やNPO、行政などの多様な主体が連携しながら自然環境の保全や安全・安心な川づくり、新たな魅力の創出に取り組むための行動計画で、各主体に期待する役割や取組事業の支援内容について具体的に明示。		



計画対象地域（広瀬川流域）

【改定内容】

前プラン（2015-2024）の計画期間満了に伴い、仙台市が進めるグリーンインフラの継続的な取組みや、仙台市ダイバーシティ推進指針の観点を取り入れたほか、プランで定める基本理念Ⅱ「広瀬川と共生する暮らしの発見と創出」では、流域の健全な水循環に関する施策を掲げ、流域総合水管理の考え方を踏まえ取り組んでいくこととしている。

【実施体制】		広瀬川創生プラン策定推進協議会	
地方公共団体	都道府県	○	<h3>○施策体系</h3> <p>基本理念Ⅰ 悠久の流れ・広瀬川の自然環境の保全 ～自然の恵みを育む“ふるさとの川”づくり～</p> <p>基本目標Ⅰ 河川環境の保全と向上</p> <p>施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広瀬川流域の自然環境の保全 ② 広瀬川の清流の保全 <p>基本理念Ⅱ 広瀬川と共生する暮らしの発見と創出 ～治水・利水・環境のバランスがとれた川づくり・まちづくり～</p> <p>基本目標Ⅱ 河川と共にある暮らしの実現</p> <p>施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 広瀬川の健全な水循環の推進 ④ 広瀬川に関する学びの推進 <p>基本目標Ⅲ 治水・利水・親水の推進</p> <p>施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 安全安心な川づくりの推進 ⑥ 広瀬川の水の有効な利活用 ⑦ 水辺空間を楽しむ取組みの推進 <p>基本理念Ⅲ 市民による連携と市民と行政との協働 ～互いを尊重した協働の仕組みづくり～</p> <p>基本目標Ⅳ 河川への関心向上</p> <p>施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 市民への情報発信 ⑨ 広瀬川に関する催しの実施 <p>基本目標Ⅴ 市民協働の仕組みづくり</p> <p>施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 市民参画型事業の推進 ⑪ 市民活動や団体の支援
	政令指定都市	○	
	市区町村	-	
国の地方支分部局	○		
有識者	○		
事業者	○		
団体（NPOなど）	○		
住民	○		
その他（ ）	-		

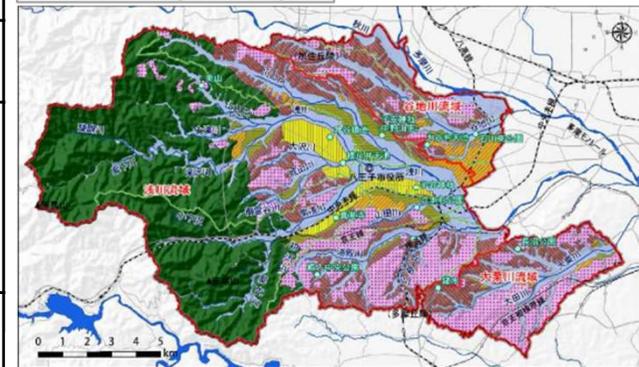
○推進体制

○進行管理

協議会と仙台市の役割と推進体制を定め、その役割に基づき支援などを実施。その支援などの内容を協議会と仙台市が確認（評価）し、そこから得られた課題の整理を行い、次回のプラン改定時に反映。

【改定】「八王子市水循環計画」の概要（令和2年度確認・公表）

計画名	八王子市水循環計画（R7.3改定） （前計画：八王子市水循環計画(第二次計画・R2.3策定)）		
提出機関名	東京都八王子市	対象地域	八王子市全域
メイン課題	水環境、地下水、湧水、利水、治水		
計画概要	“人と水との良き環をつくり次世代へ水の恵みをつなげていく”を基本理念に「環境」「利水」「治水」の3視点のバランスをとりながら魅力のあるまちづくりに取り組む「八王子・水のまちづくり」を基本的考え方として、健全な水循環系の再生を推進。		
計画の特徴	地下水涵養と河川流量確保、生物多様性の保全と清流の復活、水辺を通じた地域や人づくり、治水対策事業による豪雨対策の4つの行動を明確化し、モニタリングで効果を把握することで、健全な水循環系再生を実感できる取組とする。		



計画対象地域（八王子市全域）

【改定内容】

令和6年度の間見直しでは、流域治水の反映や水辺活用等の課題に対応すべく、地下水モニタリングの重要性、グリーンインフラの活用、地域主体による水辺の賑わい創出、災害時のし尿処理体制の強化、井戸協定の充実などを明記し、流域自治体や国・東京都など関係機関とも連携し、流域総合水管理の考え方を踏まえ取り組んでいくこととしている。

【実施体制】		環境推進会議	
地方公共団体	都道府県	○	<h3>○施策体系</h3> <p>現状と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下水のかん養と河川水量の確保 生物多様性の保全と清流の復活 水辺を通じた地域づくりと人づくり 急務となっている豪雨対策と上下水道の耐震化 <p>4つの行動の推進 (計画期間目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水を浸透させる (湧水や川に豊かな水量を取り戻す) 生きものの棲む水辺を育てる (きれいな水に棲む生きものを増やす) 水を上手に使う (水資源を大切にすることを増やす) 水を治める (床上浸水ゼロ) <p>川と湧水・水のまちプロジェクト 八王子・水のまちづくりモデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 湧水と水のまちづくり 浅川の水辺と水のまちづくり <p>水循環に係るライフラインの整備</p>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局	○		
有識者	○	<h3>○推進体制</h3> <p>市民・事業者 各種事業者・市民団体 町会・自治会 八王子・水のまちづくり 環境市民会議 環境関連 NGO・NPO 学校</p> <p>連携 協働</p> <p>環境推進会議 (計画全体の進行管理)</p> <p>連携 協働</p> <p>市 庁内環境調整委員会</p> <p>連携 協働</p> <p>周辺自治体 東京都 国 環境審議会</p>	
事業者	○		
団体（NPOなど）	○		
住民	○		
その他（ ）	-		
		○	<h3>○進行管理</h3> <p>PDCA サイクルでの計画の見直しと改善を行い、健全な水循環系の再生に向けた事業展開を図る。</p>